

原議保存期間 1 年

(令和10年3月31日まで)

警視庁生活安全部生活安全総務課長
各道府県警察本部生活安全部長 殿

事務連絡
令和 8 年 6 月 1 日
警察庁生活安全局生活安全企画課
生活安全産業室長

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行に伴う知事部局等との連携の強化について

本日より、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律が全面施行されたところ、特定金属くずの買受けを行う業者の中には、盗品の疑いがあると知りつつ買受けするなど悪質な者もいる状況が見受けられる。

こうした悪質な者の中にはスクラップヤード等のヤードで買受けを行う者もいるところ、警察による対応だけでなく、知事部局の環境担当部門等の関係機関との連携が重要であることから、同法の内容を別添資料を用いるなどして周知するとともに、これらへの立入検査等の際には情報共有を密に行うなど、知事部局の環境担当部門等の関係機関と連携を強化して対応されたい。

【本件担当】

生活安全企画課生活安全産業室

長谷川警視 (800-3495)

山田警部 (800-3057)